

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 学校法人日本赤十字学園行動計画

常務理事会決定
令和8年3月2日

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日まで

2 内容

目標1： 管理職に占める女性職員の割合を50%以上とする。

〈取組内容〉

- ・ 事務職員の管理職への昇任の状況を確認し、学長及び事務局長により女性登用計画を作成する。
- ・ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて見直しを行う。

目標2： 職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする。

〈取組内容〉

- ・ 年度当初及び計画年休（夏季・冬季休暇など）前に、職員に対して年次有給休暇の取得促進を働き掛ける。
- ・ 常日頃、管理職から配下の職員に対して年次有給休暇の取得推奨を行う。
- ・ 総務課長から管理職に対し、適切な時期に配下の職員の年次有給休暇の取得状況を報告する。

目標3： 男性の育児休業取得率を75%以上とする。

〈取組内容〉

- ・ 育児休業制度及び育児休業給付等に関する情報について、メールや説明資料等を活用し、継続的な周知を行う。
- ・ 配偶者の妊娠・出産を申し出た男性職員に対し、個別に育児休業制度の説明を行う。

目標 4 : 事務職員について、法定時間外労働時間数及び法定休日労働時間数の月平均の合計時間数を 1 人当たり 20 時間以内にする。
繁忙期においても、特定の職員に過度な時間外労働が集中しないよう、月 30 時間を超える状況の解消を目指す。

〈取組内容〉

- ・ 繁忙期における業務内容を抽出し、効率化や分散化を検討する。
- ・ 業務の属人化を防ぐため、事務手順の整理や職場内の情報共有を推進する。
- ・ 管理職は、時間外労働の状況を定期的に把握し、特定の職員に業務の負担が集中している場合には、分担の調整等を行う。
- ・ 業務の効率化に資する ICT の活用や事務改善に向けた取組みを継続的に実施する。